

人権についての電話による相談窓口（平日のみ）

●同和問題をはじめとするさまざまな人権問題

熊本県人権センター ☎ 384-5822

午前9時～正午と午後1時～4時

●法律問題、人権問題、人権侵害への救済について

みんなの人権110番 ☎ 0570-003-110

午前8時30分～午後5時15分

●女性の人権

女性の人権ホットライン ☎ 0570-070-810

午前8時30分～午後5時15分

●障がい者の人権および権利擁護

障がい者110番 ☎ 354-4110 午後1時～5時

●子どもの人権

子どもの人権110番 ☎ 0120-007-110

午前8時30分～午後5時15分

●いじめについて

益城町いじめ電話相談 ☎ 286-1770

午前8時30分～午後5時15分

●さまざまな人権問題

益城町福祉課人権対策係 ☎ 289-1400

午前8時30分～午後5時15分

MASHIKI TOWN
結婚対策協議会
クローバーましき
ニュース
For Good Marriage

Vol.75



関係者を装った電話にご注意ください！

益城町結婚対策協議会(クローバーましき)の関係者を装い、「お子さんは婚活に興味ありませんか?」、「身近に婚活に興味がある人がいれば紹介してほしい」などといった勧誘の電話がかかってくる事案が発生しています。

益城町結婚対策協議会(クローバーましき)は個人宅に直接お電話することはありません。幸い被害は報告されておりましたが、もし不審な電話を受け「おかしいな?」と感じたら警察へご相談ください。



問 益城町結婚対策協議会（総務課 男女共同参画係）

☎ 286 - 6665 FAX 286 - 4523

✉ danjyo@town.mashiki.lg.jp

人権教育シリーズ

益城町教育委員会

Vol.505

お互いの人権を尊重すること

最近、さまざまな結婚式のスタイルがあり、結婚についての考え方も、ひと昔前とは随分変わってきているように感じます。しかしながら、今なお結婚に関する人権問題は存在しています。

憲法24条では「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立する」と規定してあります。

ところが現実の社会では、本人同士はお互いを理解し合い結婚をしようとしているのに、関係者が勝手に相手のことを調べたりして、結婚相手として認めないということが今なお起きています。

言い換えれば、本人の資質や能力とは関係のないこと、本人にはどうにもできないことで結婚を認めてもらえない事象が起きています。このことは、重大な人権侵害の一つです。

このような過ちを犯さないためには、私たち一人ひとりが、自分の人権だけでなく、他の人の人権を尊重し、行動することが大切です。

毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として設定し、男女共同参画社会の在り方について理解を深めていただくことを目指しています。

男女共同参画社会とは、個々を認め、互いを尊重し、多様な人々と関わり合いながら活躍できる社会のことです。

「男女共同参画週間」には、町でもパネルの展示やポスター、ホームページなどで啓発活動を実施していますので、皆さんも、ぜひご覧ください。

